

申請日は空欄で持参してください。
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状(申請者の押印必要)を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

印

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

法人の場合は、法人登記事項証明書どおり記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎 (屋号：岩手一郎商店)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃棄物又は水銀含有物)

中間処理(破碎処理)

廃プラスチック類、木くず、がれき類

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

中間処理(溶融処理)

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

石綿含有産業廃棄物を含む。また、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

最終処分(埋立)

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

石綿含有産業廃棄物を含む。また、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

- ・ 〃の3種を含む場合のみ、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載すること。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載すること。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載すること。

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号12-3456-7890

※岩手県盛岡市内丸10番地1

(岩手県盛岡市盛岡町1234番56、78番90)

事業場

電話番号12-3456-0789

岩手県一関市竹山町7丁目5番、6番

駐機場：岩手県大船渡市猪川町字前田6丁目1番

契約事務を行う事務所を記載してください。※『住居表示』で記載。地番が異なる場合は下に()書きしてください。注意事項3(1)参照

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、伊予能上(最終処分場)等)は、年
移動式の処分施設の場合には、駐機場を記載してください。
理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。

別紙のとおり。

処分業の場合は処分場を記載してください。
事前協議結果通知書のとおり記載してください。

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり。

- ・ 記載欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。
- ・ 能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
- ・ 許可年月日・許可番号は施設設置許可年月日・設置許可番号を記載してください。
- ・ 施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別紙のとおり

※事務処理欄

(メーカー名、型式名 処理方式)を記載してください。

固定式施設

・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
 ・許可年月日・許可番号は**施設の設置許可年月日・設置許可番号**を記載してください。
 ・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

別紙

一日及び1時間当たりの処理能力を (t/日、t//時・h) 書きで記載してください。

◆事業の用に供するすべての施設

施設の名称	破碎処理施設		溶融処理施設		施設の名称	最終処分場
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番		岩手県一関市竹山町7丁目5番		設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日		平成16年10月25日		設置年月日	平成16年10月25日
処理能力	廃プラスチック類	160 t / 日 (20 t/h)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)	160 t / 日 (20 t/h)	埋立面積	4.300 m ²
	木くず	160 t / 日 (20 t/h)			埋立容量	17.500 m ³
	がれき類	160 t / 日 (20 t/h)			産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
設置許可年月日	平成16年9月10日		平成16年9月10日		設置許可年月日	平成16年9月10日
設置許可番号	第1003546-1号		第1003546-3号		設置許可番号	第1003546-5号
メーカー名	沿岸製作所		沿岸製作所			
型式名	型式：IWT-001 インパクトクラッシャー		型式：IWT-003 シャフト炉			
処理方式	衝撃破碎方式(インペラブレーカ)		直接型熱分解溶融方式			

設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品、水銀含有ばいじん等及び自動車等破碎物については、**含む**場合のみ品目に記載してください。(以降の書類について同じ。)

移動式施設

移動式施設の場合は駐機場も記載してください。

施設の名称	破碎処理施設(移動式)	
設置場所	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場	
駐機場	岩手県一関市竹山町7丁目5番	
設置年月日	平成16年10月25日	
処理能力	木くず	160 t / 日 (20 t/h)
	がれき類	160 t / 日 (20 t/h)
設置許可年月日	平成16年9月10日	
設置許可番号	第1003546-1号	
メーカー名	沿岸製作所	
型式名	型式：IWT-001 インパクトクラッシャー	
処理方式	衝撃破碎方式(インペラブレーカ)	

移動式施設の場合は施設に(移動式)と記載してください。

移動式施設の場合は「盛岡市を除く岩手県内の排出事業場」と記載してください。

◆破碎処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	木くず	—	4.0	6.0	3.0	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	木くず	—	4.0	6.0	6.0	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

◆溶融処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	鉦さい	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号 (申請中の場合には、申請年月日)
	岩手県	00300000001 00316000001 00326000001
	宮城県	令和 年 月 日 (申請中)

他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(岩手県の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生	住 所

申請者が個人の場合はこの欄に記載してください。

住民票どおりに記入してください。「地割」、「番地」、「号」等の省略はしないこと。

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	英字にもふりがなを忘れずに。	住 所
岩手県株式会社		
	岩手県盛岡市内丸10番地1	法人登記事項証明書どおり記載してください。

法定代理人(申請者が法人である場合) 5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 住 所

(法人である場合)	
(ふりがな) 名称	

住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、「の」の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)
 ・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。
 ・ふりがなも忘れずに記入してください。
 ・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 籍 住 所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 籍 住 所
いわて 岩手 一郎	S 20. 2. 2	代表取締役	岩手県盛岡市内丸10番1号
もりおか 盛岡 次郎	S 30. 3. 3	取締役	岩手県盛岡市津志田14地割37番地2号 岩手ハイツ101号
きたかみ 北上 梅子	S 50. 5. 5	監査役	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番
はなまき 花巻 さくら	S 40. 4. 4	執行役(仙台支店長)	岩手県北上市芳町2番8号
きん 金 五郎	S 30. 7. 7	顧問	岩手県久慈市八日市1番1号
くじ (久慈) 五郎			

外国人の本名、日本名にルビ

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は記載してください。

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の総数	1,000 株		出資の額	10,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
いわて いちろう 岩手 一郎	S20. 2. 2	500株	岩手県盛岡市内丸10番1号	
		50%	岩手県盛岡市内丸10番1号	
いわて けんたろう 岩手県株式会社		500株		
		50%	岩手県盛岡市内丸10番地1	

(株、有)と省略しないこと。

英字にもふりがなを忘れずに。

住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。
(内丸10-1のように省略しないこと)

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
いわて しろう 岩手 四郎	S. 2 0 . 6 . 6	岩手県北上市水沢大手町5番地4
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢大手町5番地の4

法人登記事項証明書に支配人の登記があった場合、政令使用人として記載すること。なお、役員を兼務している場合は、申請書第2面の役員に記載すること。

使用人に該当する方は、
・本店又は支店の代表者
・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。
使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、岩手県内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

排出事業者より処分の委託を受けた産業廃棄物の中間処理（破碎、溶融）及び最終処分（埋立）を行う。

処分の実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正な処分を行う。

※具体的な処理方法を記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備考	
				性状	予定排出事業場の名称及び所在地
1	廃プラスチック類	破碎	20 t/月	固形状	(株)岩手プラスチック 岩手県奥州市水沢大手町 5-5
2	<u>木くず</u>	破碎	10 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)
3	がれき類	破碎	50 t/月	固形状	建設工事から発生 同上 建設現場等から発生する場合は、(岩手県内各工事現場)と記載すること。
4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	溶融	5 t/月	固形状	同上
5	石綿含有産業廃棄物	溶融	5 t/月	固形状	同上

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

※具体的な処理方法を記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
6	廃プラスチック類	埋 立	5 t/月	固形状	同上
7	ゴムくず	埋 立	20 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)
8	金属くず	埋 立	5 t/月	固形状	同上
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	埋 立	50 t/月	固形状	同上
10	石綿含有産業廃棄物	埋 立	20 t/月	固形状	同上

建設現場等から発生する場合は、(岩手県内各工事現場)と記載すること。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

本書は水銀廃棄物を取扱う場合の記載となります。

1. 全体計画の概要

排出事業者より処分の委託を受けた産業廃棄物の中間処理（破碎、焼却）を行う。
 処理の実施に当たっては関係法令を遵守し、適正な処理を行う。
 水銀使用製品産業廃棄物については、以下のものを取り扱う。

- ・ 蛍光灯

水銀使用製品産業廃棄物については、許可品目との整合性を確認する必要がありますので、水銀使用製品産業廃棄物の製品の種類を具体的に記載願います（対象製品は環境省パンフレット等参照）。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
1	水銀使用製品 産業廃棄物	破碎	20 t/月	固形状	A株式会社 岩手県〇市〇町1-1
2	水銀含有ばい じん等	焼却	10 t/月	泥状	C株式会社 岩手県□市□町1-1
3					
4					
5					
6					
7					

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

移動式施設の場合は施設に（移動式）と記載してください。

3. 施設の概要	
処理施設の種類	<p>破砕施設</p> <p>破砕施設（移動式）</p>
設置場所	<p>岩手県一関市竹山町7丁目5番</p> <p><移動式施設の場合> 盛岡市内を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場：岩手県一関市竹山町7丁目5番)</p>
設置年月日	平成16年10月25日
処理能力	160t/日(20t/h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>破砕施設</p> <p>沿岸製作所製</p> <p>型式：IWT-001</p> <p>インパクトクラッシャー</p> <p>衝撃破砕方式（インペラブレーカ）</p>
環境保全設備の概要	<p>敷地境界における騒音の大きさを85dB以下とする。</p> <p>敷地境界における振動の大きさを75dB以下とする。</p> <p>保管施設は、飛散防止のための囲いを設けるとともに、粉じん飛散を防ぐため散水装置を設置する。</p>

移動式施設の場合

申請書第1面の記載内容に合わせて、処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。

廃棄物が周囲に飛散、流出したり、悪臭、騒音を生じたりしないための施設について記載する。

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

3. 施設の概要	
処理施設の種類	熔融施設
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日
処理能力	160t/日（20t/h）
廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>熔融施設</p> <p>沿岸製作所製</p> <p>型式：IWT-003</p> <p>シャフト炉</p> <p>直接型熱分解熔融方式</p> <div data-bbox="874 990 1316 1120" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申請書第1面の記載内容に合わせて、処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。</p> </div>
環境保全設備の概要	<div data-bbox="845 1400 1289 1529" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>廃棄物が周囲に飛散、流出したり、悪臭、騒音を生じたりしないための施設について記載する。</p> </div>

最終処分場がない場合でも、この様式の提出を省略せずに、余白に「該当なし」と記載のうえ、提出してください。

4. 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	安定型最終処分場
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日
最終処分場の規模等	埋立面積：4,300㎡ 埋立容量：17,500㎡
埋立対象廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。自動車等破砕物であるもの及び特別管理産業廃棄物を除く。）
構造及び設備の概要	垂鉛引き鉄板囲い、展開検査場、周縁地下水採取孔（上流・下流）、浸透水採取孔
放流水の水質等	放流水なし。
その他環境保全対策	埋立後速やかに覆土し、飛散防止及び悪臭の発生を防止する。 定期的に薬剤を散布する。

様式第七号の4（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）
 ※中間処理の種類ごとに作業の手順のフロー図を記載してください。（別紙に記載してもかまいません。）

業務時間 午前9時～午後5時

休憩時間 正午～午後1時

休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、盆期間

作業の手順のフロー図は別紙に記載。

処分業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載すること。

日付の記載を忘れずに記載してください。
 郵送の場合、送付する日付を記入してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載のこと。

従業員数内訳

令和〇年 〇月 〇日現在

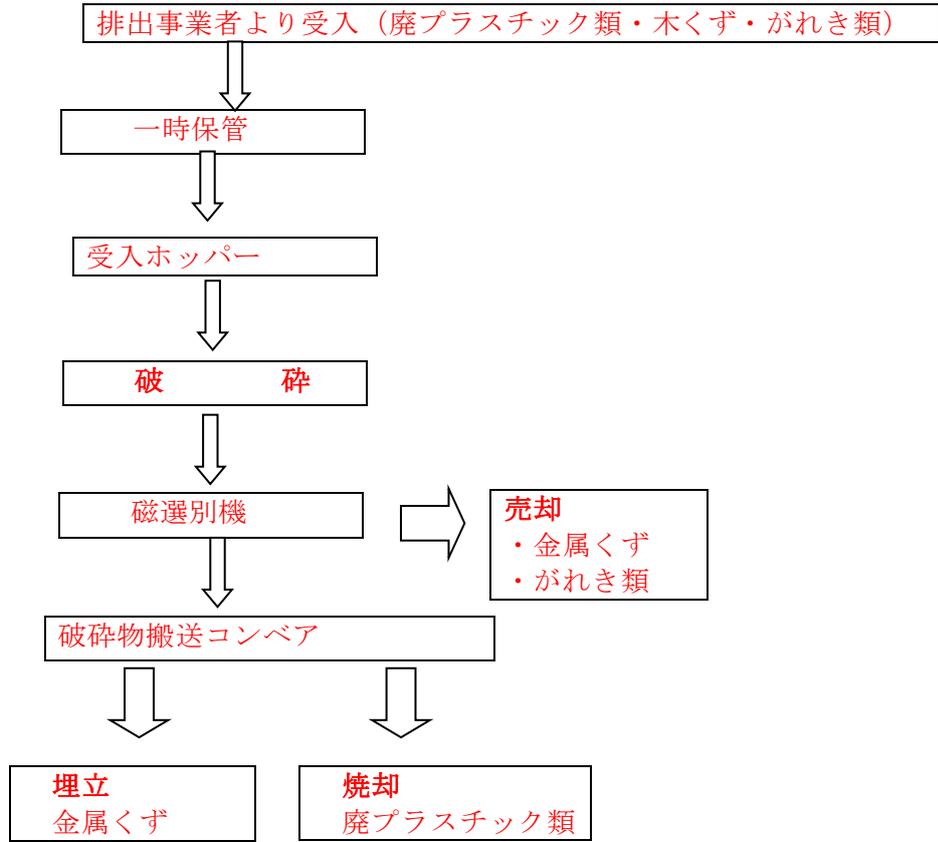
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5 人	1 人	1 人	5 人		11 人 <small>（うち3名事務員を兼ねる）</small>		20 人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は、申請書第2面にも記載してください。

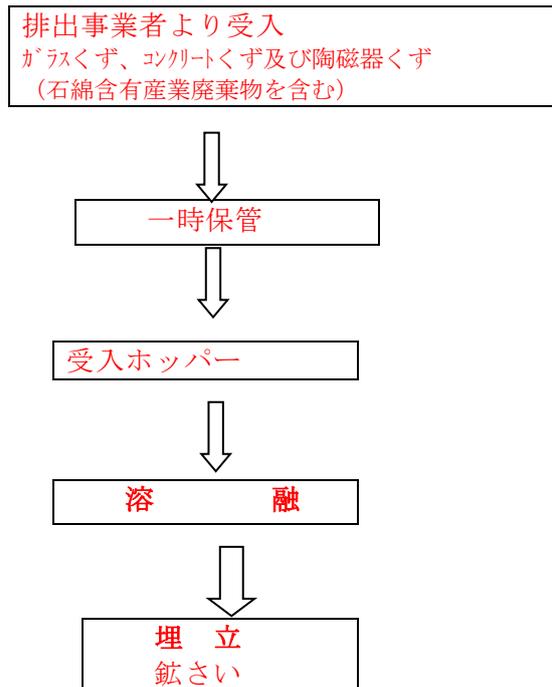
（日本産業規格 A列4番）

作業の手順のフロー図

(破碎施設)



(溶融処理)



6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

騒音、振動の少ない機械を設置し、騒音、振動防止に努めること。

粉じんの飛散が予想される場合は、散水を行い、飛散の防止に努めること。

(2) 保管施設において講ずる措置

保管期間を超えて長期期間保管せず、速やかに処分すること。

保管する産業廃棄物が飛散しないよう、シートをかぶせること。

また、流出、地下浸透したりしないよう、床面はコンクリート張りとする。

(3) 最終処分場において講ずる措置

安定型処分場においては、定められた品目以外の廃棄物は搬入しないこと。

液状の物は埋立てしないこと。

廃酸、廃アルカリは埋立てしないこと。

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類									
処分後の産業廃棄物の種類	<p>廃プラスチック類</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。</div>								
発生量 (t/月又はm ³ /月)	20 t/月								
処理方法	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">自己処理</td> <td>(処分場所)</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。</td> </tr> <tr> <td>委託処理</td> <td>(処分業者名) 県北産業(株)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">該当するものを囲む。</div>	自己処理	(処分場所)	実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。	委託処理	(処分業者名) 県北産業(株)			(所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号
	自己処理	(処分場所)	実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。						
委託処理	(処分業者名) 県北産業(株)								
		(所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号							
	<p style="text-align: center;">埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p style="color: red;">破碎済みの廃プラスチック類は、県北産業(株)へ搬入し、焼却処理する。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 20px;"> 運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。 </div>								
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。									

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	木くず
発生量 (t/月又はm ³ /月)	10t/月
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) 宮古産業㈱ (売却)
	(所在地) 岩手県宮古市五月町1番20号
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却	
	<p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>再生利用するため、宮古産業㈱へ売却する。</p>
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。

売却

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	がれき類
発生量 (t/月又は m ³ /月)	50 t / 月
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) 宮古産業(株)
	(所在地) 岩手県宮古市五月町1番20号
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却	
	<p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>破砕済みのがれき類は、宮古産業(株)へ売却し、路盤材として再利用する。</p>
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	鉍さい
発生量 (t/月又は m ³ /月)	5 t/月
処理方法	自己処理 (処分場所) <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。 </div>
	委託処理 (処分業者名) (一財) 県北 (所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号
処理方法	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 </div> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>溶融処理済みの鉍さいは、(一財) 県北へ搬入し、埋立処分する。</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。</p> </div>
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第十二号は法人申請の方のみ提出
してください。

様式第十二号（第十条の四第二項第七号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 ※…この様式にはこれから処分業を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。
 すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	50,000	
土 地	30,000	
事務所	10,000	
処理施設	10,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	20,000
	借 入 金	30,000
	(借入先名)	岩手県庁銀行 20,000
		盛岡市銀行 10,000
	そ の 他	
	増 資	

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。
 $30,000 + 10,000 + 10,000 = 50,000$

・「調達方法の合計」 = 「事業の開始に要する資金の総額」
 になるように留意してください。
 ・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

様式第十三号は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する（預貯金残高証明書の日付等）
 青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

様式第十三号（第十条の四第二項第八号、同条第二号、第十三号の二、第十三号の三、第十三号の四、第十三号の五、第十三号の六、第十三号の七、第十三号の八、第十三号の九、第十三号の十、第十三号の十一、第十三号の十二、第十三号の十三、第十三号の十四、第十三号の十五、第十三号の十六、第十三号の十七、第十三号の十八、第十三号の十九、第十三号の二十、第十三号の二十一、第十三号の二十二、第十三号の二十三、第十三号の二十四、第十三号の二十五、第十三号の二十六、第十三号の二十七、第十三号の二十八、第十三号の二十九、第十三号の三十、第十三号の三十一、第十三号の三十二、第十三号の三十三、第十三号の三十四、第十三号の三十五、第十三号の三十六、第十三号の三十七、第十三号の三十八、第十三号の三十九、第十三号の四十、第十三号の四十一、第十三号の四十二、第十三号の四十三、第十三号の四十四、第十三号の四十五、第十三号の四十六、第十三号の四十七、第十三号の四十八、第十三号の四十九、第十三号の五十、第十三号の五十一、第十三号の五十二、第十三号の五十三、第十三号の五十四、第十三号の五十五、第十三号の五十六、第十三号の五十七、第十三号の五十八、第十三号の五十九、第十三号の六十、第十三号の六十一、第十三号の六十二、第十三号の六十三、第十三号の六十四、第十三号の六十五、第十三号の六十六、第十三号の六十七、第十三号の六十八、第十三号の六十九、第十三号の七十、第十三号の七十一、第十三号の七十二、第十三号の七十三、第十三号の七十四、第十三号の七十五、第十三号の七十六、第十三号の七十七、第十三号の七十八、第十三号の七十九、第十三号の八十、第十三号の八十一、第十三号の八十二、第十三号の八十三、第十三号の八十四、第十三号の八十五、第十三号の八十六、第十三号の八十七、第十三号の八十八、第十三号の八十九、第十三号の九十、第十三号の九十一、第十三号の九十二、第十三号の九十三、第十三号の九十四、第十三号の九十五、第十三号の九十六、第十三号の九十七、第十三号の九十八、第十三号の九十九、第十三号の百）

資産に関する調書（個人用）令和〇年〇月〇日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額（千円）
現金預金	岩手県庁銀行（普通預金）		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金			
受取手形	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。			資産の合計金額を記載してください。
			29,000
負債の種別		数量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。 負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- 各役員及び政令使用人等に確認したうえで、誓約してください。
- 該当した場合は、不許可となります。
- 押印は不要です。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

産業廃棄物処分業更新申請書の添付書類の省略について

○	事業計画（様式第七号の1～5）
○	処分後の産業廃棄物の処理方法（様式第十一号）
○	事業の用に供する施設
○	施設の所有権

上記一覧表に○印を付した事項については、変更ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

申請日を記入してください。

申請者氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

押印は不要です。

【注意】

更新時、従前から取扱いのある水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、取扱うことができる旨を許可証に新たに記載する場合、事業計画に関する書類の省略はできません。

特別管理産業廃棄物処分業更新申請書の添付書類の省略について

○	事業計画（様式第七号の1～5）	
○	処分後の産業廃棄物の処理方法（様式第十一号）	
○	事業の用に供する施設	
○	施設の所有権	
○	性状分析を行う施設	注：「感染性産業廃棄物」、「廃石綿等」のみを取扱う場合は記入不要です。
○	性状分析を行う者	

上記一覧表に○印を付した事項については、変更ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

申請日を記入してください。

申請者氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

押印は不要です。

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物処分業（新規） 100,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物処分業（更新） 94,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）